

以降、排出事業者責任にかかる参考資料

廃棄物処理法について（法の目的、排出事業者責任）

（目的）

第1条

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（事業者の責務）

第3条第1項

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

（事業者の処理）

第11条第1項

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

建設工事に伴って発生する産業廃棄物は、排出事業者が自ら処理しなければならない。なお、自ら処理には、適正な委託による処理が含まれる。

排出事業者責任について

産業廃棄物にかかる排出事業者責任が関係する主な条文は次のとおり。

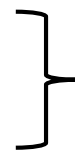
目的（第1条）

廃棄物の定義（第2条）

事業者の責務（第3条）

事業者の処理（第11条、第12条）

産業廃棄物管理票（第12条の3）



「適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の方法」と
「適正な委託の方法」を定めている

報告徴収、立入検査（第18条、第19条）

改善命令（第19条の3）

措置命令（第19条の5、第19条の6、第19条の8）

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する特例（第21条の3）

罰則（第25条～第33条）

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する特例（第21条の3）

（建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外）

第21条の3第1項

土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）が数次の請負によつて行われる場合にあつては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律の規定の適用については、当該建設工事の注文者から直接建設工事を請け負つた建設業を営む者（「元請業者」）を事業者とする

- 建設工事で発生する廃棄物の排出事業者 → 元請業者に一元化
- 解体工事の実施者が下請負人の場合であっても、排出事業者は元請業者
- 当該建設工事で発生した廃棄物は、元請業者が廃棄物処理法に基づいて適正に処理する必要がある



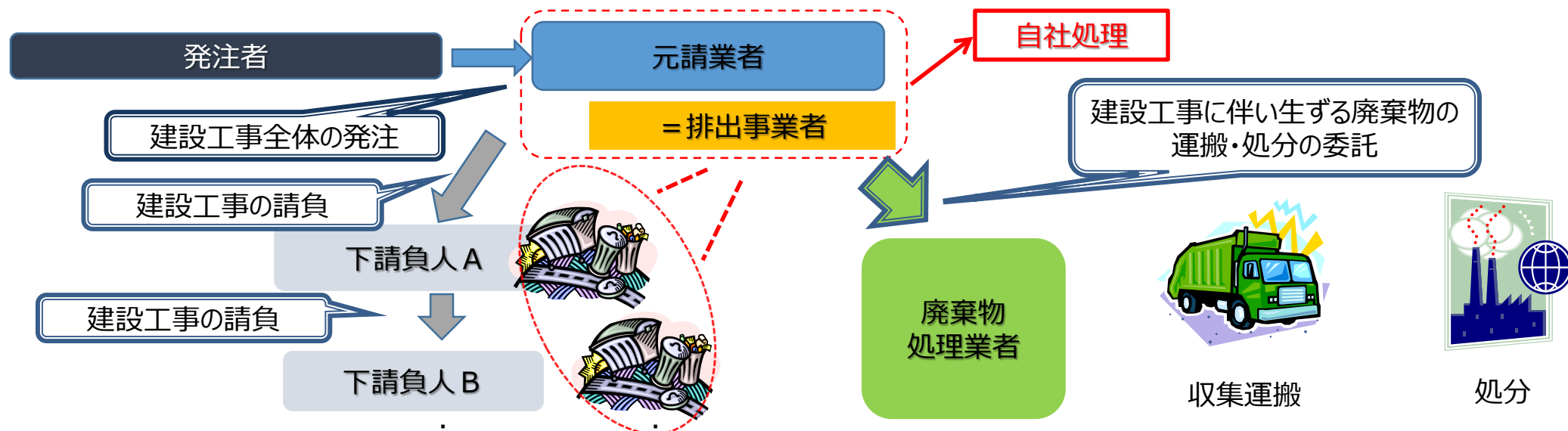
元請業者は、建設工事における産業廃棄物の適正処理に関する責任を有する。

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する特例（第21条の3）

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、その建設工事の元請業者が廃棄物処理法上の排出事業者としての責任を有するという原則を確立。

効果

- 建設工事から生ずる廃棄物については、元請業者が、元請業者の廃棄物として自ら処理するか、その運搬・処分を許可業者に委託しなければならない。
- 下請負人は、廃棄物を処理したり処理を委託するには、廃棄物処理業の許可を有していなければならない。



排出事業者を明確にすることで、排出事業者責任の徹底を図り、建設系廃棄物の不法投棄等を防止する。

適正な産業廃棄物の処理及び委託について（1/9）

法第12条関係

- 第1項 : 自ら処理する場合の基準（処理基準）
- 第2項 : 運搬されるまでの保管基準
- 第3、4項 : 事業場外での保管
- 第5、6項 : 他人に運搬又は処分を委託する場合の基準（委託基準）
- 第7項 : 他人に委託する場合の処理状況確認
- 第8項 : 産業廃棄物処理責任者
- 第9～12条 : 多量排出事業者
- 第13条 : 帳簿

法第12条の3 関係

産業廃棄物管理票（マニフェスト）に関する規定



上記は、排出事業者として重要な規定

適正な産業廃棄物の処理及び委託について（2/9）

（法第12条第2項：産業廃棄物が運搬されるまでの間の保管に関する基準）

事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

- ① 保管場所は、周囲に**囲い**（廃棄物の加重がかかる場合は構造耐力上安全なもの）が設けられ、かつ、見やすい箇所に産業廃棄物の保管場所であることの**掲示板**が設置されていること
 - 掲示板の規格
 - 表示内容
- ② 保管場所から産業廃棄物が**飛散・流出し、及び地下に浸透し並びに悪臭が発散しないような措置**を講ずること
 - 汚水が生ずるおそれがある場合
 - 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合
 - その他
- ③ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること
- ④ 石綿含有産業廃棄物、水銀含有産業廃棄物への措置を講ずること

適正な産業廃棄物の処理及び委託について（3/9）

保管場所であることの掲示

（表示板の例）

産業廃棄物保管施設	
産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類
管理者名称 連絡先	〇〇県◎◎市××1-2-3 株式会社 ▲▲産業 代表取締役 △△ ■■ TEL 000-000-000
最大保管高さ	1.8m
最大保管量	30m ³

↑ 60cm以上 ↓

← 60cm以上 →

掲示板の規格：

- 寸法（縦60cm×横60cm）以上
- 文字は黒字、下地は白地であることが望ましい。
- 文字は読みやすく鮮明
- 雨水等によって汚損したり、文字が消えたりするものでないこと。

表示内容：

- 産業廃棄物の保管場所である旨
- 保管する産業廃棄物の種類（石綿、水銀）
- 管理者の氏名又は名称、連絡先
- 最大積み上げ高さ
（屋外において、容器を用いずに保管する場合のみ）

適正な産業廃棄物の処理及び委託について（4/9）

飛散、流出、地下浸透、悪臭発散を防止する措置

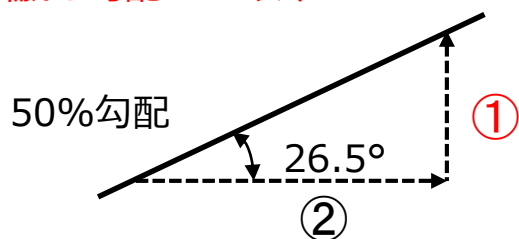
○ 汚水が生ずるおそれがある場合

当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性材料で覆うこと。

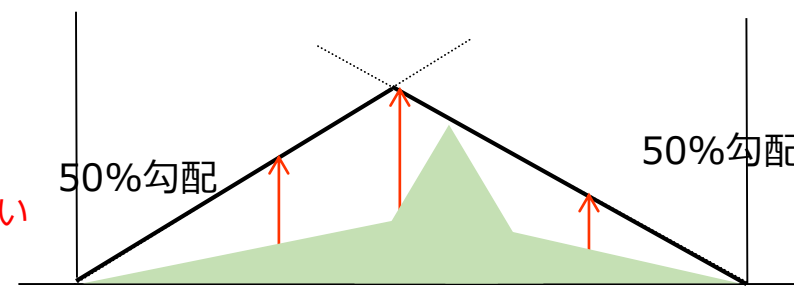
○ 屋外で産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合

(1) 両方が廃棄物に接していない囲いの場合

囲いの下端から勾配50%以下

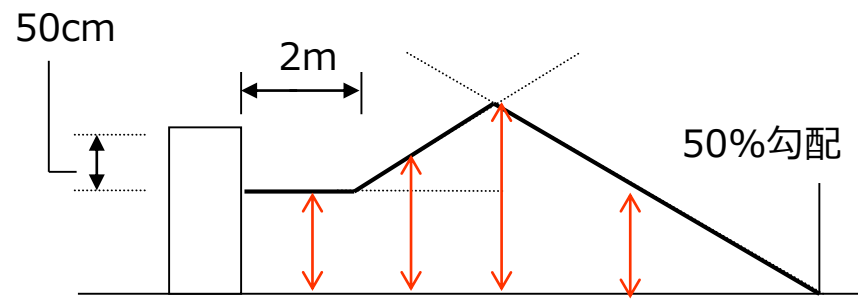


任意の点ごとに最大の高さを超えないこと



(2) 片方が直接負荷部分の囲いで、片方が廃棄物に接していない囲いの場合

囲いの内側 2 m以内は、囲い高さより50cm以下、
2 mを超える部分は、2 mの線から勾配50%以下



適正な産業廃棄物の処理及び委託について（5/9）

（法第12条第3項：事業場外での保管）

事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- ① 対象となる産業廃棄物は、建設工事（法第21条の3第1項）に伴い生ずる産業廃棄物に限定
- ② 保管の用に供される場所の面積が300平方メートル未満は対象外

<ポイント>

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第8条により、面積が100平方メートル以上の保管場所で産業廃棄物（限定なし）を保管しようとする場合の届出義務があることに注意！

- ・面積250平方メートルの保管場所で建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を保管する場合 ⇒ 条例の届出（法の要件にあてはまる場合は、法の届出のみ）

適正な産業廃棄物の処理及び委託について（6/9）

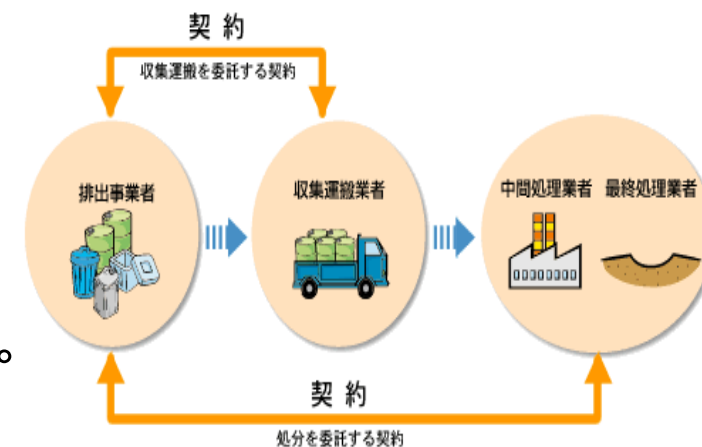
（法第12条第5，6項：他人に運搬又は処分を委託する場合の基準）

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物処理業者等に委託しなければならない。

委託する場合には、委託の基準に従わなければならない。

具体的な要件等

- 委託しようとする産業廃棄物の処理が事業の範囲に含まれていること。
- 委託契約は、収集運搬業者、処分業者とそれぞれ書面により締結すること。
- 委託契約書には、必要な事項が記載され、必要な書面が添付されていること。
- 委託契約書及び書面を契約の終了の日から5年間保存すること。



<ポイント>

事業者は、原則として産業廃棄物を自ら処理しなければならない。自ら処理できない場合には、産業廃棄物収集運搬業や処分業の許可を受けた処理業者等に処理を委託することができる。

適正な産業廃棄物の処理及び委託について（7/9）

（法第12条第7項：他人に委託する場合の処理状況確認）

事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

①建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する特例（第21条の3）の創設と併せて、排出事業者による処理の状況に関する確認の努力義務を明確化したもの

施行通知では、確認の方法として次の方法が考えられるとしている

- ・産業廃棄物処理業者の事業の用に供する施設を実地に確認すること
- ・優良認定産業廃棄物処理業者が公表する処理状況に関する情報により確認すること

②発生から最終処分が終了するまで排出事業者はその責任がある

<ポイント>

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第7条により、産業廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者に委託しようとするときの確認義務があることに注意！ **【詳細を次の資料（8/9）で説明】**

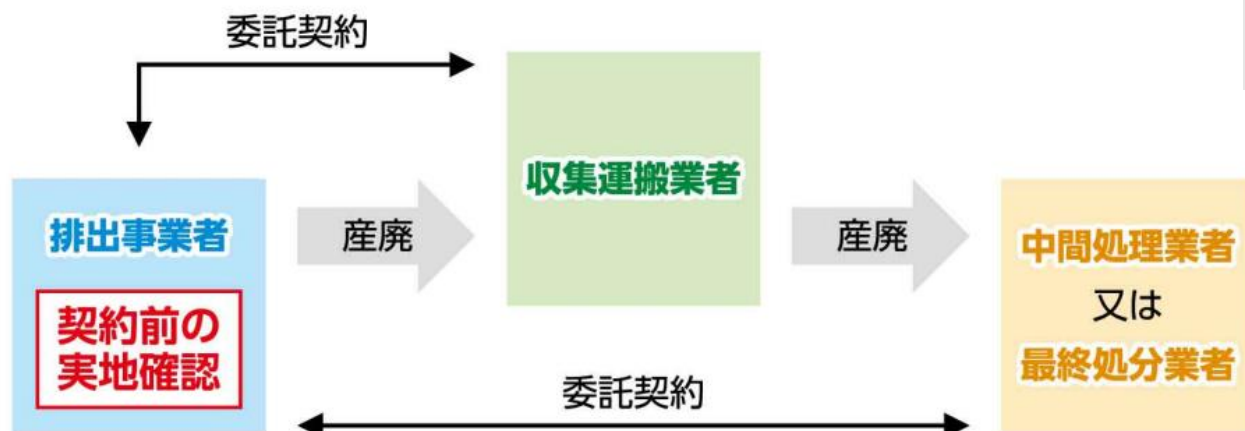
適正な産業廃棄物の処理及び委託について（8/9）

事業活動に伴って生じる産業廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者（注1）に委託しようとするときは、委託しようとする処分業者が、その産業廃棄物を処分するための**能力を現に有していることを実地に確認**してください。

「**優良認定処理業者（優良認定取得後、次の許可更新までの間、特定不利益処分を受けた者を除く）（注2）」への処分の委託**については、実地確認以外での**間接的な方法による確認（優良認定処理業者が公開している情報により、自ら確認すること）を可としています。**

また、確認した事項を**記録し、5年間**保存しておかなければなりません。その確認をした日から1年を経過した日以後、引き続き同じ処分業者に委託しようとするときも同様です。

処分業者に委託する場合



（注1）産業廃棄物の中間処理や最終処分について許可を受けて行う事業者

（注2）廃棄物処理法に基づき通常の許可基準よりも厳しい基準に適合すると認定された産業廃棄物処理業者

処分を委託した産業廃棄物の不適正な処分が行われていることを知ったときは、必要な措置を講じたうえで県に報告する義務があります。

適正な産業廃棄物の処理及び委託について（9/9）

（法第12条の3：産業廃棄物管理票に関する規定）
運搬又は処分を他人に委託する場合に交付等の義務が生じる

○他人に委託する場合の交付義務

○5年間の保管義務

○都道府県知事への報告義務

○送付がない場合、虚偽の管理票の写しの送付を受けた場合の措置

- ・マニフェストの交付後90日以内（特別管理産業廃棄物の場合は60日以内）に委託した産業廃棄物の中間処理（中間処理を経由せず直接最終処分される場合も含む）が終了したことをマニフェストで確認する。
- ・中間処理を経由して最終処分される場合は、マニフェスト交付後180日以内に最終処分が終了したことを確認する。
- ・上記の期限を過ぎても処理業者からのマニフェストによる処理終了報告がない場合は、産業廃棄物の処理状況を把握した上で適切な措置を講ずるとともに、その旨県に報告する。